

大館市消防条例でできる



「大火の街大館」の返上に努力していた矢先、川口、沼館部落で不幸にも大火が発生し、消防本部ではこういう火災を今後未然に防ごうと、このたび、「大館市火災予防条例」をつくりました。この条例は、4月10日公布され、7月10日から施行されています。この条例は消防法の規定に基づいて、大館市民が火災予防上、守らねばならない事項を定めてありますので、是非守っていただきます。

概要

- ❑ 公衆の出入する場所と、多数の勤務する場所とが、防火対象物に指定され、新しく理容、美容、クリーニング、その他のサービス業を営む店舗、修理事業等が新たに追加されて指定されました。
- ❑ 公衆集合所では、熱風炉を使用する場合は、届けねばなりません。
- ❑ 据付面積、2平方メートル以上の炉、及びカマドを設置する場合、（個人住居は除く）届出を要します。
- ❑ ボイラー設備をする場合は届出を要します。（個人住居は除く）
- ❑ 乾燥設備は従来のものでも、設備の如何を問わず届出を要します。
- ❑ 200アンペア以上の蓄電池設備をする場合は、消防署長に届出なければなりません。
- ❑ 2キロボルトアンペア以上のネオン管灯設備をする場合、あらかじめ消防署長に届出なければなりません。
- ❑ 水素ガスを充てんする気球（アドバルーン）を使用する場合は、あらかじめ消防署長に届出なければなりません。
- ❑ 火災とまぎらわしい煙（焚火、火災）の発するおそれのある行為はあらかじめ消防署長に届出なければなりません。
- ❑ 煙火の打上、又は仕掛花火等は、あらかじめ消防署長に届出なければなりません。
- ❑ 劇場等以外の建築物で催す演劇、映画、その他の催物の開催は、あらかじめ消防署長に届出なければなりません。
- ❑ 50人以上の防火対象物では防火責任者（防火管理者）を定め、消防署長に届出なければなりません。

- ❑ 個人住宅以外のあらゆる防火対象物（建築物）には消火器等の消防設備をしなければなりません。
- ❑ 内燃機関による発電設備の設置はあらかじめ、消防署長に届出なければなりません。
- ❑ 消防隊の通行、その他、消火活動に支障を及ぼす道路工事は、あらかじめ消防署長に届出なければなりません。

▲ 危険物関係

危険物の消防法で規定されている数量に達しない、少量の取扱いについては、指定数量の5分の1以上の場合届出を必要とします。
(例) ガソリン — 20立
石油 — 100立
重油 — 400立
但し、三種類保有しているとこれ以下の場合もある。

▲ 準危険物

ゴムフリ、ラッカー、パテ類は、40Kg以上。
しょう脳、アスファルト、パラフィン等は12Kg以上の場合届出を要します。

▲ 特殊可燃物

- (1) 木毛、カンナ屑は400Kg
- (2) わら、ぼろ及び、紙屑は1000Kg
- (3) ゴム類は、3000Kg
- (4) 石炭及び木炭は、10,000Kg
- (5) 木材加工品及び木屑は10立

以上は届出を要します。

▲ その他

核燃料物質、放射性同位元素、圧縮アセチレンガス、液化ガス、毒物等、消火活動に重大なる支障を

生ずるおそれのある物質を貯蔵しまたは取扱おうとする者は、あらかじめその旨を届出しなければなりません。

尚、疑問の点は消防署まで、お問合せ下さい。

行政苦情相談協力委員 設置のお知らせ



行政上の困りごと相談を一切円満解決している、秋田行政監察局（秋田市上中城10、電話②4512）では、37年4月1日

付で当市から栗盛章介氏（写真）が協力委員に委嘱されました。

行政上の困りごとがありましたなら、同委員に御申出になれば、同委員が秋田行政監察局に連絡し、早急に処理されることになっておりますから、御利用願います（一切無料です）

相談の内容は、官庁や公社、公団、公庫などで取扱っている仕事のことで、何とかして欲しいと思う苦情、例えば、生活保護、母子福祉、農林漁業、中小企業、住宅等の公庫金貸付の問題、農地開拓関係、労災保険関係、恩給、遺族扶助料問題、郵便物や国鉄関係、登記の問題、タバコ専売の問題等、どんな小さな問題でもかまいません。

但し、県、市町村の固有事務や民事、刑事に関する問題は除かれます。

行政苦情相談協力委員 栗盛章介氏
住 所 大館市新町
秋北食糧KK内
(電話930番)

矯正組合を作って ドブクを追放しましょう

昭和36年中に大館税務署でドブクを検挙したものは628件、数量9,475リットルになっています。この罰金額は2,144千円の多額にのぼっております。これを昭和35年分と比較しますと263件、数量5,346リットルも多くなっていることがわかりました。

このドブクを造ることの原因は種々事情もあることと思いますが、法律に違反することはもちろんですが、古い習慣の現れですので、身体にも悪いし罰金を納めると、それだけ貧乏をすることですから一日も早く皆様の手で町内の方々と話し合い、矯正組合を設立して、街から村から、職場からドブクを追放して、明るい生活環境を造るようにならねばなりません。